

介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）について

1 総合事業における基準緩和型サービスの拡充について

①内容

令和3年4月から、従前相当サービスに比べ基準を緩和した訪問・通所型サービスを開始。

②目的

必ずしも身体介護を必要としない要支援者等へ「生活援助」や「社会参加」を中心としたサービスを提供できるようにすることでサービス利用者の選択の幅を広げる。

③効果

多様な主体の参入、介護人材不足の解消、低廉な単価による介護給付費の抑制が期待される。

2 郡山市における総合事業の経過

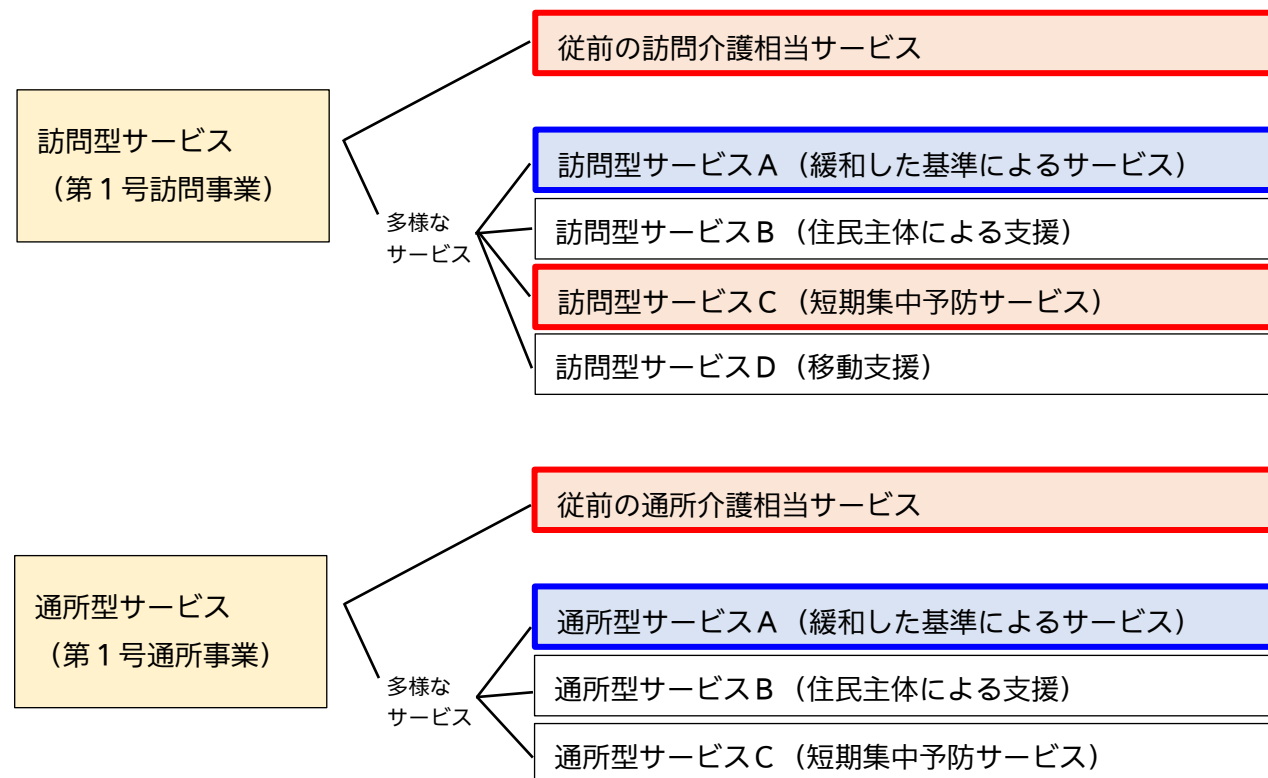
国は、地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村が取り組む地域支援事業の多様化、充実化を図るため、平成26年6月に介護保険法を改正し、平成27年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を導入し、予防給付の訪問介護・通所介護から総合事業の訪問型サービス・通所型サービスへ移行することとされ、移行猶予期間が平成29年3月末までとされた。

本市では、平成27年3月に介護保険条例を改正し、平成28年4月1日から総合事業に移行した。移行時に「多様な担い手による多様なサービスの開拓を進めていく」ことが今後の課題とされた。

3 総合事業の制度的な枠組み

 = 郡山市が平成28年4月に移行したサービス

 = 郡山市が令和3年4月に開始したサービス



4 実施内容と緩和内容

①訪問型基準緩和サービスの概要（介護予防訪問介護相当サービスとの比較）

	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型基準緩和サービス
内容	身体介護（入浴、排せつ、食事の介助等） 生活援助（調理、洗濯、掃除等）	生活援助のみに限定 限定
人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 【介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	①管理者 専従1人以上 ②従事者 必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ③訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【要件：従事者に同じ】 緩和
報酬	週1回程度【1, 176単位】 週2回程度【2, 349単位】 週2回程度超【3, 727単位】	週1回程度【823単位】 週2回程度【1, 644単位】 低廉
実施主体	介護サービス提供事業者	介護サービス提供事業者のほか、NPO法人、民間事業者等の多様な主体 緩和

②通所型基準緩和サービスの概要（介護予防通所介護相当サービス）

	介護予防通所介護相当サービス	通所型基準緩和サービス
内容	入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援、レクリエーション、機能訓練	レクリエーションや趣味活動などを中心とした比較的短時間のサービス 限定
人員	①管理者 常勤・専従1人以上 ②生活相談員 専従1人以上 ③看護職員 専従1人以上 ④介護職員 15人以下 専従1人以上 16人以上 利用者1人に専従0.2人以上（生活相談員・介護職員の1人以上は常勤） ⑤機能訓練指導員 1人以上	①管理者 専従1人以上 ②従事者 15人以下 専従1人以上 16人以上 利用者1人に必要数 緩和
設備	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）、静養室、相談室、事務室、消防設備その他の非常災害に必要な設備、必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）、消防設備その他の非常災害に必要な設備、必要なその他の設備・備品 緩和
報酬	事業対象者、要支援1【1, 672単位】 要支援2【3, 428単位】	・事業対象者、要支援1・2【1, 170単位】 低廉
実施主体	介護サービス提供事業者	介護サービス提供事業者のほか、NPO法人、民間事業者等の多様な主体 緩和